

歯科保健と食育の在り方に関する検討会について

1. 目的

近年、口腔の健康と全身の健康との関係が注目されており、その基盤となる小児期から「食育」を推進していくことは重要である。また、平成 19 年 4 月に策定された「新健康フロンティア戦略」においても、食育の推進について謳われている。

「食育」については、昨年 6 月に、日本歯科医師会等関係 4 団体から「食育推進宣言」が発表されるなど、関係団体からの関心も非常に高い。

一方で、2020 運動が提唱されてから本年で 20 周年を迎えることから、これまでの対策に加え、「食育」への関わりや、高齢者への対策など、新たな観点から歯科保健対策を推進していくことが求められているところである。

のことから、本検討会では、歯科保健の視点を含め、様々な立場から「食育」を推進していくための方法を検討することとする。

2. 検討事項

- (1) 歯科保健と食育の在り方に関する事項
- (2) その他

3. 検討会の運営

- (1) 「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」は、医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 座長及び座長代理を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省医政局歯科保健課において行う。

4. その他

- (1) 座長は討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することが出来る。
- (2) 座長は討議の必要に応じ、検討会の下に小委員会を設置することができる。
- (3) 検討会は原則として、公開とする。